「（　20）の２　ＪＡ02ＧＲ
（　20）の３　ＪＡ02ＨＣ
（　20）の４　ＪＡ02ＪＪ」に、
「（　23）　ＪＡ02ＲＪ」を
「（　23）　ＪＡ02ＲＪ
（　23）の２　ＪＡ02ＶＡ」に、
「（　25）　ＪＡ03ＦＪ」を
「（　25）　ＪＡ03ＦＪ
（　25）の２　ＪＡ03ＨＣ」に、
「（　27）　ＪＡ03ＭＣ」を
「（　27）　削除」に、
「（　28）の２　ＪＡ04ＡＪ」を
「（　28）の２　削除」に、
「（　53）の２　ＪＡ14ＪＪ」を
「（　53）の２　ＪＡ14ＪＪ
（　53）の３　ＪＡ14ＫＺ」に、
「（　82）の４　ＪＡ223Ｊ」を
「（　82）の４　ＪＡ223Ｊ
（　82）の５　ＪＡ224Ｊ
（　82）の６　ＪＡ22ＭＣ」に、
「（259）　ＪＡ737Ｅ」を
「（259）　削除」に、
「（262）　ＪＡ737Ｈ」を
「（262）　削除」に、
「（337）の12　ＪＡ812Ａ
（337）の13　ＪＡ813Ａ
（337）の14　ＪＡ814Ａ
（337）の15　ＪＡ815Ａ
（337）の16　ＪＡ816Ａ
（337）の17　ＪＡ817Ａ
（337）の18　ＪＡ818Ａ」を
「（337）の12　ＪＡ811Ｐ
（337）の13　ＪＡ812Ａ
（337）の14　ＪＡ813Ａ
（337）の15　ＪＡ814Ａ
（337）の16　ＪＡ815Ａ
（337）の17　ＪＡ816Ａ
（337）の18　ＪＡ817Ａ
（337）の19　ＪＡ818Ａ」に、
「（343）の３　ＪＡ821Ａ」を
「（343）の３　ＪＡ821Ａ
（343）の４　ＪＡ821Ｊ
（343）の５　ＪＡ822Ａ」に、
「（356）　ＪＡ8275」を
「（356）　削除」に、
「（387）　ＪＡ8390」を
「（387）　削除」に、
「（464）　ＪＡ8940」を
「（464）　削除」に
改める。

○総務省告示第百六十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の固定資産税から適用する。

平成二十六年四月十六日

総務大臣　新藤　義孝

第一号中

「（　6）　133368	かもしか	青森県知事	」を
「（　6）　133368	かもしか	青森県知事	」に、
（　6）の２　141806	やまさくら	福島県知事	」に、
「（　8）　133114	還住丸	同	」を
「（　8）　133114	還住丸	同	」に、
（　8）の２　142049	あおがしま丸	同	」に、
「（　39）　126443	ニューわかあゆ	同	」を
「（　39）　126443	Kirari	同	」に、
「（　65）　290―60618	うらら	同	」を
「（　65）　290―60618	うらら	同	」に、
（　65）の２　296―15861	なさみ	同	」に、
「（　70）　130314	第五かんおん	同	」を
「（　70）　130314	第五かんおん	同	」に、
（　70）の２　130590	やっさもっさ	同	」に、
「（　82）　135283	しまなみ	同	」を
「（　82）　削除	削除	削除	」に

改める。

第二号中

「（　66）　72100	神興丸	」を
「（　66）　削除	削除	」に、
「（　92）　126142	淡青丸	」を
「（　92）　削除	削除	」に、
「（149）　130176	天正丸	」を
「（149）　削除	削除	」に、
「（157）　130257	ふじ丸	」を
「（157）　削除	削除	」に、
「（262）　132457	平成丸	」を
「（262）　削除	削除	」に、
「（328）　133002	進成丸	」を
「（328）　削除	削除	」に、
「（616）　135162	銀麗	」を
「（616）　削除	削除	」に、
「（713）　135844	鶴佑丸	」を
「（713）　135844	宝運丸	」に、
「（788）の２　136431	第三大連丸	」を
「（788）の２　136431	第三大運丸	」に、
「(1304)の２　141433	妙宝丸	」を
「(1314)の２　削除	削除	」に、
「(1412)　141806	やまさくら	」を
「(1412)　削除	削除	」に、